

香川県報



第 77 号

平成 17 年

9月30日(金曜日)

目次

(●印は、県法規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定の解除 (みどり保全課) 一
- 身体障害者福祉法の規定による事業所の所在地の変更の届出 (障害福祉課) 二
- 身体障害者福祉法の規定による事業所の休止の届出 () 二
- 知的障害者福祉法の規定による事業所の所在地の変更の届出 () 二
- 知的障害者福祉法の規定による事業所の休止の届出 () 二
- 児童福祉法の規定による事業所の所在地の変更の届出 () 三
- 児童福祉法の規定による事業の休止の届出 () 三
- 道路の供用開始(二件) (道路保全課) 四
- 道路の区域変更 () 四
- 道路の区域変更及び供用開始 () 四
- 昭和三十四年香川県告示第二百六十三号(指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等)の一部改正 (審査課) 六

公 告

- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による公聴会の開催 (みどり保全課) 五
- 肥料の登録の有効期間の更新 (農業経営課) 五
- 県営中山間地域総合整備事業に係る異種目換地の指定 (農村整備課) 五
- 教育委員会規則
- 香川県立図書館規則の一部を改正する規則
- へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

正 誤

○平成十七年九月二十日(香川県報第九二七一号)香川県告示第五百八十二号
中訂正

告 示

●香川県告示第五百九十九号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
平成十七年九月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 解除に係る保安林の所在場所
- 三 豊郡豊浜町大字箕浦字鳥越甲二四九五の一三
- 二 保安林として指定された目的 魚つき
- 三 解除の理由 道路用地とするため

●香川県告示第六百号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。
平成十七年九月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一	(変更前) ライフサポートみなみ	(変更前) 有限会社東かがわ福祉会	平成十七年九月十三日	身体障害者居宅介護
一〇一〇〇一	(変更前) ライフサポートみなみ	(変更前) 有限会社東かがわ福祉会		
一九	(変更後) 東かがわ市横内三〇四番地五 ライフサポートみなみ	(変更後) 東かがわ市横内六二五番地一 有限会社東かがわ		

なみ 東かがわ市横内三 ○四番地八	福祉会 東かがわ市横内三 ○四番地八
-------------------------	--------------------------

●香川県告示第六百一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の休止について次のとおり届出があった。
平成十七年九月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事業所の名称 及び所在地	事業者の名称 及び主たる 事務所の所在地	休止年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇〇七九一 一五	指定訪問介護事業 所あすか 東かがわ市川東一 ○六番地三	株式会社アイ・デ ィー・エム 高松市桜町一丁目 三六一番地四	平成十七年 九月一日	身体障害者居宅 介護

●香川県告示第六百二号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。
平成十七年九月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事業所の名称 及び所在地	事業者の名称 及び主たる 事務所の所在地	変更年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 一〇一〇〇一 一八	(変更前) ライフサポート なみ 東かがわ市横内三 ○四番地五	(変更前) 有限会社東かがわ 福祉会 東かがわ市横内六 二五番地一	平成十七年 九月十三日	知的障害者居宅 介護

(変更後) ライフサポート なみ 東かがわ市横内三 ○四番地八	(変更後) 有限会社東かがわ 福祉会 東かがわ市横内三 ○四番地八
---	---

●香川県告示第六百三号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の休止について次のとおり届出があった。
平成十七年九月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事業所の名称 及び所在地	事業者の名称 及び主たる 事務所の所在地	休止年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 一〇〇七九一 一四	指定訪問介護事業 所あすか 東かがわ市川東一 ○六番地三	株式会社アイ・デ ィー・エム 高松市桜町一丁目 三六一番地四	平成十七年 九月一日	知的障害者居宅 介護

●香川県告示第六百四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。
平成十七年九月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事業所の名称 及び所在地	事業者の名称 及び主たる 事務所の所在地	変更年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三 一〇一〇〇一 一七	(変更前) ライフサポート なみ 東かがわ市横内六 二五番地五	(変更前) 有限会社東かがわ 福祉会 東かがわ市横内六 二五番地一	平成十七年 九月十三日	児童居宅介護

(変更後) ライフサポート なみ 東かがわ市横内三 〇四番地八	(変更後) 有限会社東かがわ 福祉会 東かがわ市横内三 〇四番地八
---	---

●香川県告示第六百五号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の休止について次のとおり届出があった。

平成十七年九月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事業所の名称 及び所在地	事業者の名称 及び主たる 事務所の所在地	休止年月日	サービスの種類
三七〇〇三 一〇〇七九一 一三	指定訪問介護事業 所あすか 東かがわ市川東一 〇六番地三	株式会社アイ・デ ィー・エム 高松市桜町二丁目 三六一番地四	平成十七年 九月一日	児童居宅介護

●香川県告示第六百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年九月三十日から同年十月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年九月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路線名 羽方豊中線(二百二十五号)
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
-----	-----------------	--------------	----

三豊郡豊中町大字上高野字徳満一九二六番 一地先から	九・九	一八三	平成八年香 川県告示百 四十九号及 び平成十四 年香川県告 示第三十五 号で変更し た区域の一 部、歩道部 分
三豊郡豊中町大字上高野字徳満一九〇三番 九地先まで	一九・〇		

四 供用開始の期日 平成十七年九月三十日

●香川県告示第六百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年九月三十日から同年十月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年九月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(主要地方道)
- 二 路線名 坂出港線(十九号)
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
坂出市文京町二丁目三五八〇番一〇地先か ら	二七・〇	一一二〇	平成十四年 香川県告示 第八十号で 変更した区 域の一部
坂出市文京町二丁目二〇八番一地先まで	二七・五		

四 供用開始の期日 平成十七年九月三十日

●香川県告示第六百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年九月三十日から同年十月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年九月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 志度小田津田線（百三十六号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
さぬき市小田字釜居谷二〇〇番二地先から さぬき市小田字釜居谷七八番地先まで	一九・〇	一三・〇	一三・〇	一三七	道路区域の一部不物件化
	六二・〇	三六・〇			

●香川県告示第六百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年九月三十日から同年十月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年九月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 志度小田津田線（百三十六号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
さぬき市小田字釜居谷七八番地先から さぬき市小田字釜居谷八二番二地先まで	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇一	道路改良工事に伴う区域の変更及び一部不物件化
	二八・〇	八七・〇			

四 供用開始の期日 平成十七年九月三十日

●香川県告示第六百十号

昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成十七年十月三日から施行する。

平成十七年九月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 三 収納代理金融機関 2 収納代理金融機関の名称並びに店舗の名称及び位置の表香

川県信用組合の項中

土庄支店	土庄町	土庄支店
内海出張所	内海町	

を「土庄支店」に改める。

公 告

●香川県公告第五百五十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条第一項及び第十四条第一項の規定に基づきイノシシに係る特定鳥獣保護管理計画を策定し、イノシシに係る狩猟期間を延長するため、同法第七条第四項及び第十四条第三項の規定により

次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十二年香川県規則第二十八号）第八条第一項の規定により公告する。

平成十七年九月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一日時

平成十七年十月二十一日（金） 午後一時三〇分から

二 場所

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁本館十二階第六会議室

三 案件

香川県イノシシ適正管理計画の策定及びイノシシに係る狩猟期間の延長について

四 その他

この公告に係る関係図書については、香川県環境森林部みどり保全課に備え置いて、平成十七年九月三十日から同年十月十四日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、縦覧した内容について、知事に意見書を提出することができる。

●香川県公告第五百五十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年九月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
香川県第六七四号	副産石 灰肥料	かき副産石 灰三五号	アルカリ分 三五・〇	該当なし	有限会社 坂出組 香川県坂出市 白金町三丁目一 番二二号	平成二十年八月十四日

香川県第六七五号	副産石 灰肥料	かき副産石 灰四〇号	アルカリ分 四〇・〇	該当なし	有限会社 坂出組 香川県坂出市 白金町三丁目一 番二二号	平成二十年八月六日
----------	---------	------------	------------	------	---------------------------------	-----------

●香川県公告第五百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二第一項の規定に基づき、県営中山間地域総合整備事業白鳥南地区（東山区）において樹立する換地計画に關し、次の従前の土地は、非農用地区域に換地する土地として指定したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十七年九月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

従前の土地の表示

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積
東かがわ市大字東山字 友国	七四三一	畑	畑	二〇三平方メートルのうち 一五二平方メートル
〃	一〇二六一	田	田	二九八平方メートル

教育委員会規則

香川県立図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月三十日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第二十六号

香川県立図書館規則の一部を改正する規則

香川県立図書館規則（昭和五十八年香川県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表中「五冊」を「十冊」に、「二点」を「三点」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年十二月十三日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月三十日

香川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第二十七号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則(昭和四十六年香川県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「高松市立男木中学校」を 「高松市立安原小学校戸石分校」に改

め、「塩江町立安原小学校戸石分校」を削り、別表第一第二号の表中「坂出市立沙弥小学

校」を 「高松市立上西小学校」に改め、「塩江町立上西小学校」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一の規定は、平成十七年九月二十六日から適用する。

正 誤

平成十七年九月二十日(香川県報第九二七一号)香川県告示第五百八十二号中訂正

四ページ	下段	
	正	誤
	正、平成十七年九月二十六日から	誤、平成十七年十月一日から